

# 昨今の会計不祥事に係る当協会の対応

2026/3/23



 日本公認会計士協会

# 昨今の会計不祥事に係る当協会の対応-概要

- 2026年1月26日に、当協会は、昨今の会計不祥事に係る対応として、次の文書を公開しました。このスライドでは、各資料のポイントを解説しています。

## 1. 登録上場会社等 監査人による監査の 信頼性向上に向けた 取組

新規上場会社等の会計不正事例の発生を真摯に受け止め、社会からの監査に対する信頼性を維持・向上させるために、**自主規制機関として、上場会社の監査の信頼性向上に向けた当協会の施策（及び施策の予定）を示したもの**

## 2. 新規上場会社等 の会計不正事例を踏 まえた監査上の対応 について（通知）

最近の新規上場会社等の会計不正事例を踏まえ、**今後、監査業務を実施するに当たっての留意事項を、監査事務所（登録上場会社等監査人）向けに取りまとめたもの**

# 1. 「登録上場会社等監査人による監査の信頼性向上に向けた取組」の公表（1/4）

## 1. 個別事案審査を踏まえた対応

- ▶ 会員向け留意事項「新規上場会社等の会計不正事例を踏まえた監査上の対応について（通知）」の公表（スライドNo.7～9参照）【実施時期：2026年1月】
- ▶ 留意事項について、品質管理レビュー（通常レビュー）を通じた各事務所の取組状況の確認【実施時期：2026年度レビュー】

## 2. 登録上場会社等監査人に対するモニタリングの強化

- ① 登録上場会社等監査人の品質管理システムの運用状況のモニタリング（基準・手続/ガイドラインの策定）【実施時期：策定周知 2026年8月、2027年度レビューからレビューを通じた指導監督】
  - ◆ 登録上場会社等監査人に対して求められる監査事務所の品質管理システムの運用状況の着眼点を示し、それをベースにモニタリングを実施する。
  - ◆ 不正等による重要な虚偽表示リスクの看過は、監査の信頼性にとって最大のリスクであり、個別監査業務においても、品質管理システムの監査業務での運用に関する事項として、不正リスクの識別・評価・対応手続等の項目について、レビュー手続において不備とする事項に関する目線を設定（重要な不備事項に該当する要因となるものを具体化）・周知し、各事務所に対するレビューを通じた指導及び監督を行う。

# 1. 「登録上場会社等監査人による監査の信頼性向上に向けた取組」の公表（2/4）

---

## 2. 登録上場会社等監査人に対するモニタリングの強化

- ② 公認会計士法施行規則第94条（知識・経験を有する公認会計士の監査業務への関与）についてのモニタリングの実施【実施時期：2026年度レビューから】
- ◆ 通常レビューの実施時に、上場会社等の属性に応じて、当該上場会社等の財務諸表監査について十分な知識及び経験を有する公認会計士を関与させる体制の着眼点を踏まえ、監査法人の状況を確認する。
  - ◆ 特に、AIを利用した取引や暗号資産（ブロックチェーン技術）を扱った取引等をビジネスとしている会社を被監査会社としている場合に注視して監査チームの体制を点検する。

## 3. 研修等を通じた会員の資質向上

- ▶ CPD（継続的専門能力開発）制度において法定監査業務に従事する会員に義務付けられている「監査の品質及び不正リスク対応」、「不正事例研究」の研修に関連し、個別事案審査の結果を踏まえた「監査提言集」（事例集）の公表や、継続的な会員向け研修の実施を通じて会員の資質向上に努める。【実施時期：2026年度夏季研修】

# 1. 「登録上場会社等監査人による監査の信頼性向上に向けた取組」の公表 (3/4)

## 4. 中小監査事務所連絡協議会を通じた支援策

- ▶ 意見交換や研修の提供を通じた事務所の基盤整備、質の向上の支援を行っている中小監査事務所連絡協議会を通じて、中小監査事務所の質の向上を図る。【実施時期：2025年11月実施済/今後も継続的に実施】

## 5. その他（会員に周知を図る事項）

- ① 監査人交代時の交代経緯に関する守秘義務への対応について【実施時期：2026年3月】

- ▶ 会計不正事例を踏まえた取引所の対応（新規上場ガイドブックにおいて、前任に対しヒアリングを行う場合がある旨の明記。また主幹事証券会社によるヒアリングに際しても同様の環境整備を求める）を踏まえ、IPO関係者（取引所、主幹事証券会社、監査法人）がそれぞれの役割を果たしつつ、協働して不正行為を防止する観点から、新規上場を自指す会社の任意監査における監査人予定者及び監査人の監査業務の引継に加え、取引所等によるヒアリングに当たり、守秘義務の観点から監査法人等が対応すべき事項について、契約書ひな形等を通じて、改めて周知を図る。

- ② 違法行為への対応について【実施時期：2026年1月】

- ▶ 金商法第193条の3（法令違反等事実発見への対応）の直接の適用を受けない場合においても、認識した法令違反等事実を規制当局へ報告することの要否を検討することもあると定める倫理規則上の対応について、改めて周知を図る。

# 1. 「登録上場会社等監査人による監査の信頼性向上に向けた取組」の公表（4/4）

## 6. 中長期の施策【実施時期：速やかな検討に着手】

- ▶ 上場会社の監査を行う監査事務所の場合には、より一層の監査品質向上の観点から、自主規制として、人的体制に関する要件の引上げを検討する。

### 「登録上場会社等監査人の体制整備検討PT」の設置

上場会社の監査の担い手は、大手監査法人から準大手監査法人、中小監査法人に裾野が拡大を続けている。

日本公認会計士協会では、社会からの監査に対する信頼性を維持・向上させるため、自主規制機関として、上場会社の監査の信頼性向上に向けた施策に取り組むこととし、最近の新規上場会社等の会計不正事例の発生を真摯に受け止め、**上場会社等監査人が業務を公正かつ的確に遂行するための体制として、より一層の監査品質向上の観点から、自主規制として、人的体制に関する要件の引上げを検討・提案することとする。**

<スケジュール（案）>

2026年冬～2027年2月：要綱案

2027年7月：定期総会

[https://jicpa.or.jp/news/information/files/3-99-0-0-20260225-2\\_1.pdf](https://jicpa.or.jp/news/information/files/3-99-0-0-20260225-2_1.pdf)

## 2. 「新規上場会社等の会計不正事例を踏まえた監査上の対応について（通知）」の公表（1/3）

### 新規上場会社等の会計不正事例を踏まえた監査上の対応について（通知）

掲載日：2026年01月26日

副会長（自主規制担当） 小倉 加奈子

昨今、新規上場会社等の財務諸表における不正事例や、これに基づく虚偽表示の訂正事案等が発生し、財務情報の信頼性について利害関係者からの懸念が高まっています。

当協会は、会計不正事例に関する会員の監査実施状況について調査及び審査を行い、監査の社会的信頼性を維持向上させるため、最近の新規上場会社等の会計不正事例を踏まえて、監査業務実施上の留意事項を改めてまとめましたのでお知らせします。

上場会社等の監査を行う監査事務所の皆様には、監査基準等の要求事項を遵守し、特に本通知で示す留意事項やチェックポイントを踏まえ、監査業務の全過程を通じて職業的懐疑心を保持し、引き続き適切な監査を実施していただくようお願いいたします。

当ウェブサイトで公表している情報は、ご利用条件/著作権についてに従ってご利用ください。

以下のファイルが閲覧・ダウンロードできます

> 新規上場会社等の会計不正事例を踏まえた監査上の対応について（通知）  (PDF・427.9KB)

日本公認会計士協会が公表した著作物の転載を希望される方は、転載許可申請書を作成の上、担当事務局へご提出ください。

- 最近の新規上場会社等の会計不正事例を踏まえ、監査の社会的信頼性を維持向上させるため、監査人の業務実施上の留意事項を改めて取りまとめた。
- 新たな監査基準等の要求事項を追加するものではなく、監査人が要求事項を遵守する際に、実際の事例を踏まえて特に注意すべき点を整理したもの。
- 資本市場の健全な発展のためには、適切な新規上場等は活発に行われることが望ましく、監査人は新規上場時をはじめ、公認会計士が提供する監査の二ーズに的確に応えていく必要がある旨を明記。
- 留意事項の項目ごとに、「関連する要求事項」「留意事項」「チェックポイント」を記載し、上場会社等の監査を行う監査事務所に向け、監査業務の全工程を通じて職業的懐疑心を保持し適切な監査を行うように要請している。
- その他、これまで協会から周知している、不適切な会計処理等に関する監査上の対応等の会長通牒や、循環取引に関する研究報告等について、現在の監査においても有用な留意事項がまとめられているため、いま一度、各監基報や公表物の内容を確認し、改めて十分留意したうえで職業的懐疑心を保持し、引き続き監査を適切に行うことを要請している。

[https://jicpa.or.jp/specialized\\_field/20260126kja.html](https://jicpa.or.jp/specialized_field/20260126kja.html)

## 2. 「新規上場会社等の会計不正事例を踏まえた監査上の対応について（通知）」の公表（2/3）

---

### ① 新規上場を目指す会社における監査事務所交代と新規受嘱リスクの評価

- ・ 監査の新規受嘱リスクの慎重な評価の重要性
  - ・ 監査基準報告書900「監査人の交代」の「前任監査人」に該当しない場合にもコミュニケーションを取ることの有用性
- 

### ② 企業のビジネスモデル等の理解、不正リスクの識別・評価

- ・ 監査契約の新規受嘱時や、既存の被監査会社の新規事業への参入時等における、企業のビジネスモデルや契約の経済的実質等の理解や重要な虚偽表示リスクの識別・評価の重要性
- 

### ③ 評価したリスクへの対応

- ・ 不正による重要な虚偽表示リスクに対しては、不正リスクを識別していない場合に比べ、より適合性が高く、より証明力が強く、より多くの監査証拠を入手することの必要性
-

## 2. 「新規上場会社等の会計不正事例を踏まえた監査上の対応について（通知）」の公表（3/3）

### ④ 経営者の誠実性に関する職業的専門家としての懐疑心の保持

- ・ 起こり得る不正の態様を検討する際には、経営者の信頼性や誠実性について、先入観を持たずに検討をする必要性

### ⑤ 専門的な見解の問合せ

- ・ AI以外にも、暗号資産（ブロックチェーン技術）を扱った取引等、新技術を用いた取引等においては、監査人が十分な知識を有しているとは限らないことから、業界慣行という経営者等の説明を鵜呑みにせず、必要に応じて、監査事務所外の専門家などに専門的な見解の問合せ等を行い、そのビジネスに関する知識や常識を踏まえ、裏付けとなる監査証拠を入手することの重要性

### ⑥ 監査役等とのコミュニケーション

- ・ ガバナンスにおいて重要な役割を果たす社外取締役や監査役等との緊密な連携の重要性
- ・ 部署や規定が存在する・有資格者が構成員であるといった形式的な内部統制の評価は、リスクの適切な識別・評価に結びつかず、内部統制の実態をよく理解し評価することの重要性

●● 信頼の力を未来へ  
jicpa

◆ 日本公認会計士協会